

医療費でお困りの方はご相談下さい

無料低額診療事業について

伏見桃山総合病院は社会福祉法人であり、社会福祉法第2条3項の規定により無料低額診療事業を行っております。

無料低額診療事業の目的は

病気やけがにより生計困難をきたす恐れのある方、経済的理由により必要な医療を受けることができない方を対象に医療費の一部または免除し、安心して医療を受けていただくための事業です。

どのような方が対象になる可能性がありますか

- 生活保護基準に該当もしくはそれを若干上回る方
- 市町村民税非課税世帯の方、短期国民健康保険証をお持ちの方
- 無保険の方
- 行路病人（行き倒れ）およびホームレス
- DV（ドメスティック・バイオレンス）、失業等で診療費の支払いが困難な方
- その他経済的理由により診療費の支払いが困難な方

制度を利用するにはどうすればいいのですか

まずは当院の入退院支援連携室または受付へご連絡ご相談ください。
ご相談をお受けした後、院内規定により必要書類を作成し減免申請をおこないま
※必要に応じて収入や支出のわかる明細を確認させていただきます。

